計量法第143条第1項の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第377号

計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。

平成28年12月８日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成28年８月４日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0153	株式会社井谷衡機製作所 東京都大田区鵜の木三丁目17番13号	株式会社井谷衡機製作所　校正管理部 東京都大田区鵜の木三丁目17番13号	硬さ	ビッカース硬さ試験機等
0184	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 東京都江東区青海二丁目４番10号	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 東京都江東区青海二丁目４番10号	長さ	形状測定器
0228	株式会社フューチュアテック 神奈川県川崎市川崎区藤崎三丁目５番１号	株式会社フューチュアテック　品質保証室 神奈川県川崎市川崎区藤崎三丁目５番１号	硬さ	ビッカース硬さ試験機等
0309	株式会社安藤計器製工所 東京都板橋区仲町31番１号	株式会社安藤計器製工所　計量校正研究所 東京都板橋区仲町31番１号	密度・屈折率	浮ひょう

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成28年12月８日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑯リを次のとおり改める。

リ　関越・上信越ウィンターパス2016-2017

㈠　割引をする自動車

㈱に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡に定めるＡインターチェンジ又はＢインターチェンジからＣインターチェンジ又はＤインターチェンジまで往復して通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

通行する区間	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
ＡインターチェンジからＣインターチェンジまでの往復	5,400円	6,800円
ＢインターチェンジからＣインターチェンジまでの往復	3,100円	3,900円
ＡインターチェンジからＤインターチェンジまでの往復	6,900円	8,700円
ＢインターチェンジからＤインターチェンジまでの往復	4,800円	6,100円

㈱　実施する期間

平成28年12月９日から同年12月21日まで及び平成29年１月５日から同年４月10日まで。

㈢　適用インターチェンジ

Ａインターチェンジ	東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｂインターチェンジ	関越自動車道の本庄児玉インターチェンジから渋川伊香保インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから富岡インターチェンジまで及び北関東自動車道の前橋南インターチェンジから太田桐生インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｃインターチェンジ	関越自動車道の月夜野インターチェンジから小出インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｄインターチェンジ	上信越自動車道の長野インターチェンジから上越高田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

㈱　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　秋田県機械金属厚生年金基金

２．事務所の所在地　秋田県秋田市大町一丁目３番８号

３．設立事業所の名称及び所在地　株式会社東北機械製作所　秋田県秋田市、北光金属工業株式会社　同県同市、株式会社イトー鋳造　同県同市、日本機械工業株式会社　同県同市、日本メッキ株式会社　同県同市、泉蹄鉄株式会社　同県同市、有限会社荻原鉄工所　同県同市、株式会社ホクセイ工業　同県同市、株式会社三嶋鉄工所　同県同市、株式会社能登谷工務所　同県同市、有限会社瀬谷工作所　同県同市、一般社団法人秋田県機械金属工業会　同県同市、秋田県機械金属厚生年金基金　同県同市、有限会社高富製作所　同県同市、有限会社宇佐美鉄工所　同県同市、株式会社東北機械製作所マテックス事業部　同県同市、ＪＡＭ秋田東北機械労働組合　同県同市、日本精機株式会社　同県同市、有限会社旭工業　同県同市、有限会社堀井鉄工　同県同市、一般社団法人秋田県溶接協会　同県同市、秋田県鐵構工業協同組合　同県同市、有限会社小野工業所　同県男鹿市、株式会社カート商会　同県南秋田郡八郎潟町、秋木製鋼株式会社　同県能代市、アキモク鉄工株式会社　同県同市、斎藤鉄工株式会社　同県同市、株式会社若松鉄工所　同県同市、有限会社坂松鉄